

資料編



1 第1期計画の基本方針

(1) 施設設置基準の見直し－7地域の継承と46地区の基準の転換

区民の通勤、買い物などの日常行動圏域として駅勢圏中心に設定した7地域については、施設配置の地域バランスを確保する観点から、今後とも施設整備の基準として継承します。

一方、児童の通学区域を基準に設定した46地区に基づく施設配置の基準については、少子高齢化の進展や施設の効率的な運営の観点から見直し、今後は「地区」の枠にとらわれず、施設の複合化・多機能化等を進めることにより必要なサービスを提供する考え方に転換します。

なお、施設の配置にあたっては、高齢化の一層の進展を視野に入れ、施設間の巡回車両の導入の研究なども含め、区民の利便性の確保に配慮して配置を進めます。

(2) 複合化・多機能化等による効率化の推進

施設の複合化・多機能化のほか、改築時の規模のスリム化や廃止により施設規模の縮小を図るとともに、民間活力の導入、適切な維持管理による施設の長寿命化等に取り組み、施設運営の効率化を進めます。

廃止した施設・用地は、他施設への転用のほか、売却・民間活力の導入も視野に入れ、有効活用を図ります。

生み出された果実（貸付・売却等による財政効果）は、区民福祉の向上を図るため、その時々行政需要等を踏まえて有効に活用し、持続可能な行財政運営を推進します。

(3) 学校施設と学校跡地の有効活用

地域にあまねく配置され、最大規模の公共施設である学校は、地域に開かれた公共空間としての機能を一層拡充する観点から、学童クラブや小学生の放課後等居場所事業の実施など施設の複合化・多機能化を進めるため、既存校の余裕教室や学校敷地の活用を推進するとともに、改築時には児童生徒数の推移などを踏まえ施設規模のスリム化を行います。

また、統合に伴う学校跡地については、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、特別養護老人ホームなどの全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討します。

(4) 児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開

0歳から18歳までの児童の健全育成を図ることを目的に設置された児童館は、限られた施設スペースの中でサービスの充実を図ることがもはや限界を迎えていること、「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に向け、各種の子育て支援サービスに関する利用相談や情報提供等の地域拠点を整備する必要があることを踏まえ、学校や新たに設置する地域子育て支援拠点等で機能・サービスを段階的に継承し、充実を図ります。

(5) ゆうゆう館の再編

60歳以上の高齢者を対象としたゆうゆう館（旧敬老会館）は、保育園を併設する施設の一部については保育施設への転用を図るとともに、順次、多世代が利用できる施設へと転用・再編を進めていきます。

再編にあたっては、身近な地域で高齢者が気軽に集まることができる、ゆうゆう館の機能と役割も継承します。

(6) 地域コミュニティ施設の再編

7か所の地域区民センターは、地域コミュニティの拠点として位置付け、集会施設である区民集会所と区民会館、現在は特定の年齢層を対象にした施設であるゆうゆう館、一部の児童館を対象に、施設の有効活用や地域コミュニティの活性化の観点から、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、多世代が利用できる施設へと段階的に再編します。施設の配置にあたっては、誰もが身近な地域で気軽に利用できるように配慮するとともに、地域団体等による世代間交流事業などを推進することを視野に、転用する施設の規模等に応じて整備を進めます。

(7) 誰もが利用しやすい施設整備の推進

区立施設は区民生活に最も身近な施設であることから、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで便利に快適に利用できるよう、だれでもトイレやエントランススロープの設置など、バリアフリーに配慮した施設づくりを推進します。

また、今後の施設整備にあたっては、内装や間取りの変更が容易な工法（スケルトンインフィル）を採用するなど、区民ニーズの変化に応じて用途を柔軟に変えて活用できるような施設づくりを進めます。

(8) 緊急性の高い施設の優先整備

区民の安全・安心を確保するため、老朽化や耐震性等の課題により更新の緊急性の高い施設については、優先的に施設の再編整備に着手します。

また、都市部における女性の社会進出の本格化等を背景に、当分の間、需要が増加することが予測される保育施設や高齢化の進展を背景に今後も確実に需要が増加する特別養護老人ホーム等について優先的に整備を行い、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができる環境整備を進めます。

(9) 国や東京都、他自治体等との連携

特別養護老人ホームや保育施設をはじめとした新たな施設の設置及び既存施設の更新に際しては、国・東京都との連携による国公有地の活用を検討します。活用にあたっては、定期借地のほか区有地との交換も視野に入れ、財政負担の軽減化を図ります。また、広域的な施設については、近隣自治体との共同運営の可能性についても検討していきます。

2 第1次実施プランにおける財政効果額

第1期計画と同様の算出方法により、第1次実施プランの計画期間中（令和4（2022）～6（2024）年度）に施設の開設などを予定している取組について、算出期間を40年間（令和43年度（2061年度）まで）と設定し、財政効果額を算出しました。その結果、40年間の財政効果額は、約221.7億円となりました。なお、計算には再編整備の一連の取組の中で、令和7年度（2025年度）当初に開設等を予定している施設の効果額を含むほか、施設を改築する場合の旧施設の解体費用を控除しています。

① 施設の廃止による効果額

- 廃止する施設について、跡地を売却した際の売却益及び廃止に伴い不要となる改築費、改修費、施設維持費。

| 取 組 | | | | |
|-------------|---------|-------------|------------|--------------|
| ・ 上荻窪会議室の廃止 | | | | |
| 用地の売却益 | 施設費用の削減 | | | 合計① (※2) |
| | 改築費用の削減 | 改修費用の削減(※1) | 維持費の削減(※1) | |
| — | 1.1億円 | 0.2億円 | 1.0億円 | 2.3億円 |

② 施設を他用途に転用することによる効果額

- 転用する施設について、転用により不要となる旧施設の維持管理費等(転用しない場合に必要となる用地取得費を含む)。なお、取組を進めるに当たって施設を改築する場合には、旧施設の解体費用を控除。

| 取 組 | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------|------------|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 済美養護学校中学部の移転 ・ 旧杉並第八小学校の跡地活用 ・ 子ども・子育てプラザの整備（善福寺、下高井戸、高井戸） ・ 阿佐谷地域区民センター及び阿佐谷児童館の移転・複合化等 ・ 保育園跡地等への民設保育所整備（成田、大宮、天沼） ・ コミュニティふらっとの再編整備（方南、本天沼、高円寺南、浜田山） ・ 科学の拠点の整備 | | | | |
| 用地取得費の削減 | 施設費用の削減 | | | 合計② (※2) |
| | 改築費用の削減 | 改修費用の削減(※1) | 維持費の削減(※1) | |
| 155.0億円 | 4.2億円 | 1.6億円 | 7.6億円 | 168.4億円 |

③ 民間等からの借上施設等の廃止による効果額

- 借上施設の廃止等に伴い不要又は減額となる賃料等の額(※1)

| 取 組 | 合計③ |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室の廃止（荻窪第三、荻窪第四、高円寺） ・ 定期利用保育事業の廃止（南阿佐ヶ谷第二） ・ 阿佐谷地域区民センターの移転改築 | 45.3億円 |

④ 施設の貸付による効果額

- 貸付により得られる賃料収入の額(※1)

| 取 組 | 合計④ |
|------------|--------------|
| ・ 科学の拠点の整備 | 5.6億円 |

合計 ①+②+③+④ ÷ **約221.7億円**

※1 令和43年度（2061年度）までの累計額。

※2 端数処理を行っているため、内訳の額と一致しない場合があります。



3 「コミュニティふらっと」の概要（基本的な考え方）

(1) 施設の機能

① 身近な地域活動の場

町会・自治会の活動や、地域住民の文化や趣味などの活動を幅広く行うことができるよう、集会室や多目的室などの貸室を設置します。また、地域における様々な団体等の活動の情報が発信できるように掲示スペースを設けるなど、地域活動の輪が広がるような工夫をしていきます。

② 世代を超えて交流・つながりが生まれる場

「コミュニティふらっと」は、年齢に関係なく利用することができます。例えばラウンジは、誰もが気軽に立ち寄り、交流する場として利用することができます。また、地域の発表会やお祭りのほか、地域住民向けに実施する様々な事業等を通じて、世代を超えた交流・つながりが生まれる場としていきます。

※ゆうゆう館の機能継承について

「コミュニティふらっと」では、高齢者をはじめ、誰もが自由に集えるラウンジを確保するとともに、これまでのゆうゆう館における高齢者の活動が継続できるよう、一部の部屋・時間帯に優先枠を設け、一般利用者等とのタイムシェアを図ります。また、健康増進の事業を継続して実施するほか、協働事業については、これまでの高齢者向けの事業にとどまらず、他の世代を対象とする事業や多世代交流事業なども実施していきます。こうしたことを通じ、ゆうゆう館の「憩いの場」、「生きがい学びの場」、「ふれあい交流の場」、「健康づくりの場」としての役割・機能を継承していきます。

※乳幼児親子の居場所機能の継承について

児童館機能の一つである、乳幼児親子の居場所については、子ども・子育てプラザに継承していくことに加え、小学校の通学区域程度の距離の範囲に子ども・子育てプラザがない地域については、乳幼児親子が気軽に立ち寄れる居場所となるよう、「コミュニティふらっと」等に居場所となるスペースを確保していきます。

(2) 施設の規模

「コミュニティふらっと」の規模としては、再編対象となる施設を集約することを踏まえ、延床面積500～800㎡程度を基本とします。なお、実際の施設整備に当たっては、これまで区民集会所やゆうゆう館などで活動してきた団体等が必要とする活動場所の確保をはじめ、既存施設の状況や地域特性、行政需要などの点を考慮して適切な施設規模となるようにしていきます。

(3) 施設の配置

誰もが身近な地域で気軽に集える施設となるよう、歩いて行くことができる範囲（概ね徒歩10分程度、半径約700m）に1か所を目安に整備していきます。なお、具体的な配置については、道路や河川の状況など生活圏を考慮し、最終的には区内全体で30～40施設程度整備することを想定しています。

【「コミュニティふらっと」(標準規模)のイメージ】

区民集会所、
区民会館、
ゆうゆう館、
機能移転後の
児童館を対象に……

ゆうゆう館などの
機能を継承しつつ、
多世代が共に
利用できる
施設として……

歩いて行くことが
できるような
身近な地域に、
段階的に
整備していきます。

集会室などの貸室は、町会・自治会の活動や、文化や趣味等のグループ活動に利用できるほか、講座や多世代交流イベントへの参加を通じて、身近な地域における世代を超えた交流や、コミュニティづくりができます。

ラウンジは、予約なしに誰でも利用することができるスペースです。地域の方々のちょっとした打合せはもちろん、読書や勉強、飲食しながらおしゃべりなど、様々な利用ができます。

施設の規模に応じて、地域の発表会や多世代交流イベントなどに活用できるよう、集会室よりも広さのある多目的室を設置します。



ゆうゆう館を利用している団体の活動場所を確保することができるよう、一部の部屋・時間帯に高齢者団体優先枠を設け、一般利用者等とのタイムシェアをしていきます。

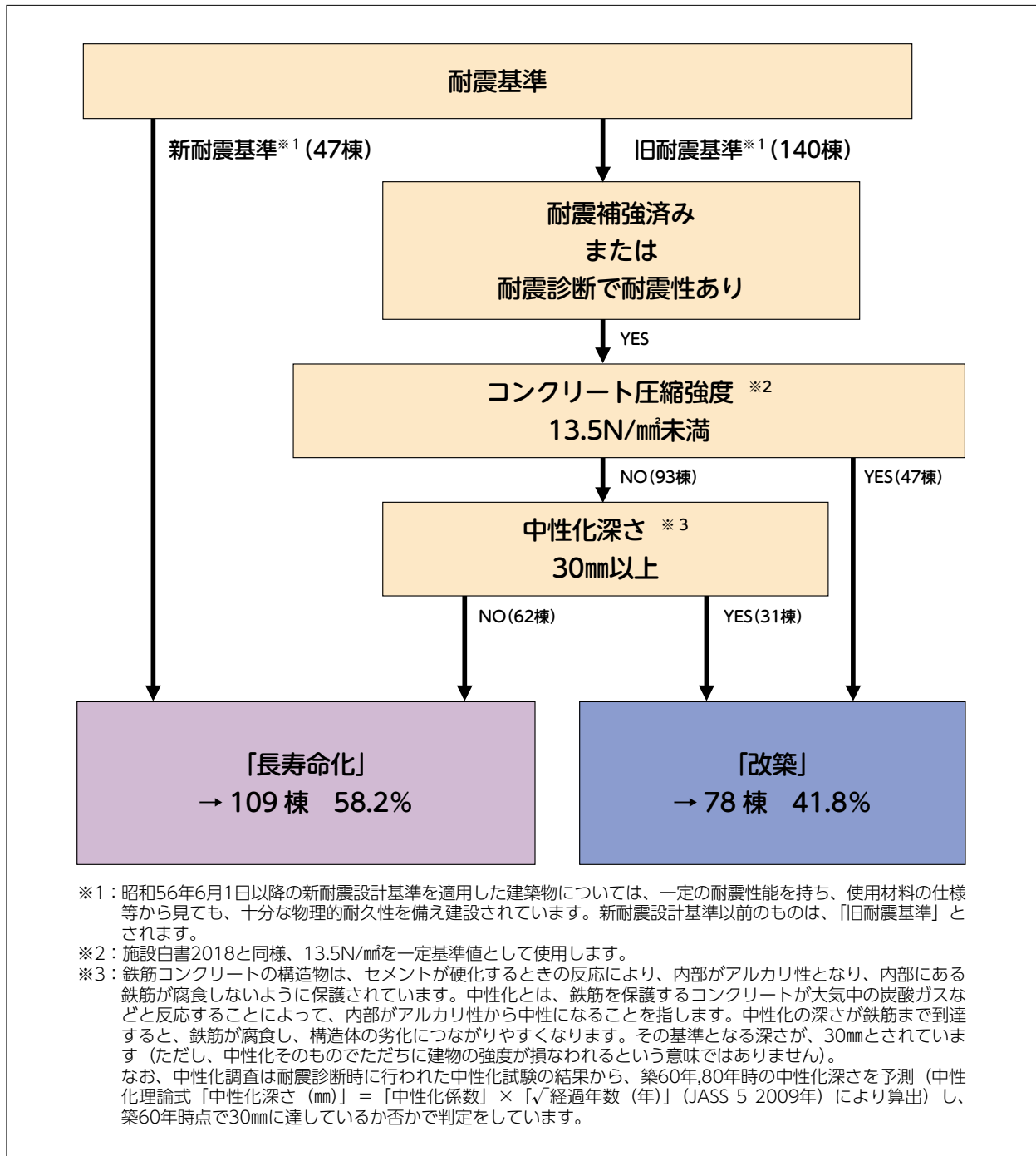
受付窓口では、高齢者への声掛けや日常の相談なども行い、地域の皆さんとゆるやかにつながる施設とします。

近隣に子ども・子育てプラザ等がない地域では、乳幼児親子が予約なしに気軽に利用することができるスペースである乳幼児室を設置します。

4 杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画） における長寿命化判定フロー

杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）では、小学校、中学校、特別支援学校について次の長寿命化判定フローに基づき「長寿命化」する学校と「改築」する学校とを判定しました。詳細は、杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）をご確認ください。

★図表 長寿命化判定フロー



杉並区立施設再編整備計画(第2期)

令和4(2022)年度～令和12(2030)年度

登録印刷物番号

03-0089

第1次実施プラン

令和4(2022)年度～令和6(2024)年度

令和3年度(2021年度)

令和4年(2022年)3月発行

編集・発行:杉並区政策経営部企画課施設再編・整備担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-3312-2111(代)

●杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>

